



一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第102回 理事会の焦点

特別区・武三の運賃改定は4月20日実施

開催日時 3月16日(月) 午後2時

場所 日個連会館

決議事項

- ① 令和8年度事業計画承認の件
- ② 令和8年度収支予算承認の件
- ③ セーフティドライブ・コンテスト参加に関する件
- ④ 表彰規程一部改定承認の件

櫻井会長から現在の業界を取り巻く情勢について、以下の話がありました。

「東京特別区・武三地区の運賃改定は未定ですが、多摩地区の運賃改定は本日より実施となりました。千葉県・埼玉県・神奈川県といった東京周辺地域が初乗り1000メートル500円となっていますので、東京でも同様の形になる可能性があります。また、これまで東京では大型車の下限運賃と普通車の



上限運賃が重なっていたのですが、今回も大丈夫だと思っています。今後のスケジュールとしては、3月中旬の連休前後に詳細が決まり、その後4月20日前後に運賃改定が実施されるのではないかと見込まれます。正式に決定した後はメーター屋さんでの運賃改定作業などが始まり、皆さんにはかなりご負担がかかることが予想されますが、スムーズな移行にご協力ください。」

【3月19日に左記のとおり公示されました】

実施時期：4月20日(月)午前0時以降
 に出庫する車両から

・運賃改定率：10・14%

・新運賃(距離制における大型車・下限運賃と普通車・A(上限運賃)は同一内容)

初乗運賃：1・0 km 500円

加算運賃：232 m 100円

時間距離併用：1分25秒 100円

優良タクシー乗り場 新たに2カ所追加

新型コロナウイルス感染症の影響を経て、訪日外国人旅行者数も回復・増加傾向にあり、タクシー利用の需要も増加していることから、さらなる利用者利便の向上を図るために、新たな優良タクシー乗り場の設置が検討されてきました。そして令和8年2月24日開催のタクシー乗



り場管理運営委員会において、新たに「恵比寿駅西口前」及び「北千住駅西口前」タクシー乗り場の2カ所が優良タクシー乗り場として4月3日より運用開始することが決まりました。

決議事項は原案通り可決承認されました。

都内個人タクシー現況 (令和8年3月1日現在)

許可事業者数 8,925名

(特別区、武三8,570名 北多摩124名 南多摩231名)

傘下事業者数 8,467名

(特別区、武三8,120名 北多摩117名 南多摩230名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

令和8年度事業計画書 一部抜粋

I. 安全輸送を確保するために必要な事業

「事業用自動車総合安全プラン2030」の人身事故等の削減目標達成へ向けた輸送の安全確保の取り組み及び安全運行指導員制度の推進による安全輸送体制の確立、そして警視庁「セーフティドライブ・コンテスト」への積極参加と無事故・無違反による達成率の向上。

II. サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

1. 良質な輸送力の確保対策について 関係法令・通達・取扱基準等の知識習得

2. 利用者へのサービス向上対策について 優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）の趣旨の徹底と推進、認定基準の円滑な実施、称号標の適正表示の徹底、参加率の更なる向上、スキルアップ研修の推進。

III. 事業者の相互扶助を図るための共済事業

3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進について 個人タクシーの営業実態の把握及びこれらデータの積極的活用。

及び公共輸送事業者として信頼に応える責務と自覚、並びに接客サービス向上、適正営業、交通事故防止、健康管理対策を行うための許可期限更新時の事業者研修会の実施。

警察署、タクシーセンター等の関係機関と街頭営業適正化特別委員・推進指導員（タクセン指導協力員）の連携強化による効果的街頭指導の実施。

4. 行方方針、通達等の周知及び協会の機関紙等の刊行と広報活動について 5. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策について 6. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究並びに統計事務の整備作成について

V. その他

事前試験制度申込者、譲渡譲受認可申請者の受付業務と一括申込及び認可申請代行。ライドシェア新法（米国型ライドシェア）制定の断固阻止の継続的取り組み及びタクシー準特定地域協議会における適正化及び活性化に関する諸施策への積極的な取り組み。

IV. 事業者のために行う関係官庁等への事務代行事業

以上、事業者の一人ひとりが危機感を共有し、個人タクシーブランドを守るための使命を果たすべく、一路邁進して頂きたいと切に願います。

令和8年度収支予算書

令和8年5月1日から令和9年4月30日まで (単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 当年度, 前年度, 増減. Rows include 一般正味財産増減の部, 経常増減の部, 経常費用, 経常外増減の部, 指定正味財産増減の部, 正味財産期末残高.

地理モニター報告⑩

【道路・橋等】

名称	概要	変更日
東村山都市計画道路3・4・15の2号新東京所沢線 (清瀬市中清戸1丁目地内~中里2丁目地内が交通開放)	小金井街道の渋滞緩和や住宅地等に流入している通過交通の本路線への転換を促し、地域交通の安全性や快適性などの向上が期待される。	令和8年2月

許可・認可者の喜びの(声)



東個協・渋谷支部 齋藤 純一さん

前職はトラックの運転手でしたが、祖父と父がタクシー運転手

だったこともあり、以前からタクシーという仕事に興味を持っていました。法人会社に入社してからは、自分専用の車で細かいルールや時間に縛られずに仕事ができる個人タクシーは自分に合っていると思い、ずっと個人になりたいと思っていました。これから75歳まで健康な体で、無事故・無違反で続けたいと思います。



都営協・東支部 山本 翔太さん

自分の頑張り次第で収入が得られること、仕事とプライベートが

両立しやすいことなどを魅力に感じ、大学卒業後の就職先をタクシーと決めました。個人タクシーを目指すとは決めてからは、法人会社ではシフトの調整や手続きなどのサポート、個人では支部の方々から試験勉強や開業に向けたアドバイスをいただくなど、多くの方から支えていただきました。心から感謝しています。

式の冒頭、関東運輸局東京運輸支局神宮秀樹次長から、以下の言葉がありました。「まず皆様にお願ひしたいのは、輸送の安心安全の確保です。言うまでもなく輸送の安心安全というのは公共交通機関における最大の使命です。旅客のためにも、ご自身のためにも、ご家族のためにも、所属組合等で行う安全講習などに積極的に引き続き参加し、初心を忘れないように心がけをお願いいたします。また事業をやっていく上で健康であるということが安心安全の根幹になります。計画的な定期健康診断の受診をして健康管理を徹底しましょう。」

そして法令遵守、これは安心安全の確保と密接不可分の関係にあります。ところが、最近「後もしつかりと事業を営んでいただければと乗車拒否などの法令違反には厳しい措置を講じて、我々としては実効性のある監査処分を行ってまいります。好き勝手に振舞う方が増加すれば、個人タクシー業界の信用は失墜してしまいます。決して真似をしないように今後もしっかりと事業を営んでいただければと

個人タクシー許可書及び認可書交付式

2月17・18日の両日午後3時45分より、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー許可書及び認可書交付式」が行われ、東京では新たに196名の事業者が誕生しました。



不正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
令和7年12月	10	1	0	11
令和8年1月	5	1	0	6

処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

会員	団体名	氏名	年齢	発生日	発生場所	対象行為	加重	過去歴	処分内容
都営協	事業団支部	K・A	74	R7.10.10	新橋駅 日比谷口前周辺	乗り場無視	加重	5件	表示灯使用停止 換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和8年1月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です
※過去歴は、本案件以前の指導事案件数(適正化研修の受講等により指導事案に該当しない件数を除く)

会員	団体名	氏名	年齢	発生日	発生場所	対象行為	加重	過去歴	処分内容
東個協	北第二支部	A・Y	44	R7.12.4	新橋駅 日比谷口前周辺	乗り場無視		1件	表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止 講習1日

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和8年2月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です
※過去歴は、本案件以前の指導事案件数(適正化研修の受講等により指導事案に該当しない件数を除く)

- 氏名 所属団体
- 1月 香西 勇規夫 (東個協・北)
 - 内藤 恒雄 (東個協・北)
 - 高橋 義美 (東個協・新東京)
 - 杉浦 義秋 (都営協・東友)
 - 安江 研二 (都営協・新足立)
 - 2月 長尾 志郎 (東個協・足立第二)
 - 野崎 明 (東個協・品川第二)
 - 越野 貢 (東個協・城南)
 - 竹田 裕幸 (東個協・城南)
 - 藪中 勝彦 (東個協・城東)
 - 廣瀬 祐一 (東個協・城東)
 - ご冥福をお祈り申し上げます。
- 享年
- 60 78 62 72 83 78 66 77 77 73 74

優良運転者表彰(タクセン) 受付が開始されました

東京タクシーセンターの行う優良運転者表彰の受付が始まりました。継続勤務期間は法人タクシー運転者としての勤務期間を通算して取り扱われますので、表彰資格をクリアしている事業者については、所属団体が積極的に推薦し、受賞されますようお願いいたします。優良タクシー乗り場への入権資格を得られます。

● 推薦期間：4月1日から5月末日まで

● 表彰の時期：原則として11月

優良運転者表彰基準等

表彰区分

- ・ 一般表彰 (5年表彰)
- ・ 10年表彰
- ・ 20年表彰
- ・ 30年表彰
- ・ 特別表彰 (40年表彰)

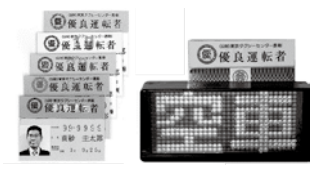
表彰対象運転者の資格

基準日：当該表彰年の3月31日

1. 基準日以前において、次の期間を特別区・武三地区内のタクシー運転者として継続して勤務していること。

- ・ 一般表彰 過去5年

- ・ 10年表彰 過去10年
- ・ 20年表彰 過去20年
- ・ 30年表彰 過去30年
- ・ 特別表彰 過去40年



2. 1. の期間において、タクシー業務適正化特別措置法及び道路運送法若しくはこれらの法に基づく命令の規定に違反する行為、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」及び「個人タクシー事業者団体評価規程」並びに「個人タクシー事業者の指導及び苦情事案取扱規程」に定める評価対象事案がないこと、並びに「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に定める事案の累積点数が2点以下であること。
3. 基準日以前において、次の期間に交通事故及び道路交通法違反がないこと。
 - ・ 一般表彰 過去3年
 - ・ 10年表彰 過去3年
 - ・ 20年表彰 過去5年
 - ・ 30年表彰 過去7年
 - ・ 特別表彰 過去10年
4. 接客態度が良好で他の模範となる者であること。

令和8年12月1日更新者の事業者研修会日程表

【於 練馬文化センター】

【開始：午後1時】

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

開催日	団体名			
令和8年 5月14日(木)	足立第一支部 (42名)	足立第二支部 (52名)	荒川支部 (47名)	板橋第一支部 (85名)
	江戸川第一支部 (60名)	大田第一支部 (38名)	北支部 (54名)	北第二支部 (26名)
	品川第二支部 (19名)	品川第三支部 (21名)	渋谷支部 (27名)	新宿支部 (39名)
	杉並支部 (35名)	東支部 (25名)	足立支部 (10名)	板橋支部 (41名)
	江戸川支部 (33名)	東東京支部 (25名)	亀戸支部 (9名)	交友協組 (17名)
	城東支部(日) (33名)	事業団支部 (92名)	石神井支部 (20名)	城北支部 (50名)
	新東京支部(日) (22名)	新中野支部 (23名)	新足立協組 (25名)	町田協会 (2名)
	全個人協議会 (14名)			
令和8年 5月19日(火)	世田谷第一支部 (43名)	世田谷第二支部 (29名)	世田谷第三支部 (16名)	都心支部 (27名)
	中野支部 (18名)	練馬支部 (68名)	文京第二支部 (21名)	武三支部 (40名)
	墨東支部 (40名)	杉並第二支部 (21名)	豊島支部 (43名)	野方支部 (13名)
	墨田支部 (45名)	城南支部 (63名)	新東京支部(東) (63名)	南多摩支部 (26名)
	北多摩支部 (15名)	城東支部(東) (90名)	第一事業団支部 (79名)	東京相互支部 (17名)
	東京旅客支部 (24名)	東部協組 (20名)	朋友支部 (40名)	東友支部 (40名)
	都民同盟 (27名)	東京西北協組 (14名)	自交総連協組 (12名)	千住協組 (12名)
	東日本協組 (38名)			

※必ず公共交通機関をご利用してお越しください。

1,993名

5. 10年表彰にあつては一般表彰、20年表彰にあつては10年表彰、30年表彰にあつては20年表彰、特別表彰にあつては30年表彰を受賞していること。
6. 推薦に必要な書類(ただし、一般表彰にあつては功績調書及び履歴書を省略可)。
7. 推薦書
8. 功績調書
9. 履歴書
10. 個人タクシー事業者許可書の写し、若

しくは譲渡譲受認可書の写し
 (5) 在籍証明書(法人タクシーの勤務期間を加算する場合)
 (6) 無事故無違反証明書
 (7) 表彰候補者名簿
 ※有資格者は、積極的にご自分で確認を行い、申請をされるよう、お願いいたします。
 ※申請様式は当協会ホームページ、データライブラリー内の「各種申請様式」からダウンロードしてご利用ください。